

環廃産発第 090516001 号

平成 21 年 5 月 16 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部長

廃棄物処理における新型インフルエンザ対策の実施等について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

廃棄物処理における新型インフルエンザ対策のための体制整備については、本年4月30日付け環廃産発第090430001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知にて通知したところですが、今般、新型インフルエンザの患者が国内で確認され、地域における感染が始まった可能性が高くなりました。

このような状況を踏まえ、一般廃棄物に関しては、その統括的な処理責任を有する市町村やその処理を担う一般廃棄物処理業者、産業廃棄物に関しては、その処理を担う産業廃棄物処理業者（以下、「廃棄物処理事業者」という。）においては、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、地域の感染状況を注視の上、事前に検討した体制や感染防止策等に従って、事業継続のための対策を弾力的、機動的に実施する必要があります（別紙参照）。

また、患者や濃厚接触者が活動した地域等の廃棄物処理事業者においては、従業員の健康管理を徹底するとともに、例えば、発熱症状のある者については発熱相談センターへの相談や自宅待機等の実施や、ラッシュ時の公共交通機関の利用を避けるための時差通勤、自転車通勤等を検討するなど感染機会を減らすための工夫を検討することが求められます。

貴都道府県・政令市におかれましては、貴管轄下の廃棄物処理業者に対し、本趣旨を周知するとともに、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるため、最新の情報収集・提供や関係機関との連携など必要な措置の実施に努めるようお願いいたします。

また、本ガイドラインは環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>）に掲載していますので、周知の際に御活用下さい。

事業継続計画の体系 (例) (廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン P.15 より抜粋)

